



「日本版スチュワードシップ・コード」受入表明

本年2月に、「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)を踏まえた有識者検討会による「日本版スチュワードシップ・コード」の検討を経て、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》が金融庁より発表されました。

ファイブスター投信投資顧問株式会社(以下、当社といいます。)は、国内株式運用を通じて投資先の企業の持続的な成長に貢献するとともに、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明し、当社の行動指針を以下の通り定めます。

原則1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、お客様から委託された資金を運用し、お客様の利益向上を目指す運用会社として受託者責任を負っております。この責任を果たすために、別に定める「議決権の指図行使に係る基本方針」に則り適切な議決権行使を行います。

また、投資先企業への調査・分析等を行い、投資先企業の経営状態や収益内容を十二分に把握し、また必要に応じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を実現する目的をもった「対話」に努めます。

原則2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、利益相反が生じる場合、お客様の利益を第一に考え行動します。また、議決権行使にあたっては、当社の株主やそのグループ会社、当社と取引関係にある会社(投資信託の販売会社、運用の委託先等)の利益を考慮しての議決権行使は行わず、別に定める「議決権の行使に係るガイドライン」に基づいて議決権の行使を行います。



ファイブスター投信投資顧問株式会社

原則3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社の運用担当者は、投資先企業に対して財務分析や企業への取材等を通じて、当該企業の経営状況や経営体制等を把握することに努め、適切な議決権の行使を行います。

原則4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社の運用担当者は、普段からの企業訪問、決算説明会、電話取材等を通じた対話を通じて、当社の考えや株主としての考えを伝えるとともに、投資先企業が企業価値の向上や持続的成長に取り組むことを促していきます。

原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な基準判断にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、投資先の企業の企業価値の向上や持続的成長に資するために、議決権の指図行使に係る基本方針、ならびに議決権等行使指図に係るガイドラインを定め、議決権を適切に行使します。なお、基本方針ならびにガイドラインは当社ホームページにおいて開示しております。

また、議決権の行使の結果については、議案の種類ごとに整理・集計し、その議決権行使の結果については当社ホームページにおいて開示しております。

原則6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を果たすために、議決権行使結果や対話等の内容について当社ホームページにて開示していきます。



ファイブスター投信投資顧問株式会社

原則7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社の運用担当者は、スチュワードシップ活動を適切に行えるよう、投資先企業のみならず、同業他社や他業種に属する企業等、ならびに事業環境等、幅広く調査・分析し、当該内容を部内等の社内共有をすることで、会社全体での深い理解に努めます。

また、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、適宜、議決権指図行使の基本方針等の見直しを行います。

以上